

茨城県報 第5124号

昭和39年3月18日

水曜日

(第三種郵便物認可)
明治37年3月15日

目次

告 示		ページ
●豚コレラ予防のための指定の一部改正	1
●出納長職務代理者の表示形式と公印	1
●換地計画の認可	2
●解除予定の保安林	2
●青果物市場開設の許可	2
●道路の区域の変更	3
●道路の供用の開始	3
(公安委員会)		
●警察において身体を拘束されている者の食料	3
(勝田地区工業団地整備組合)		
●第2回定例議会の招集	4
公 告		
●土地立ち入り調査	4
●自動車等運転者の行政処分の聴聞	4
●あゆ、さけの稚魚の禁漁期間、区域	5

告 示

茨城県告示第394号

茨城県家畜伝染病まん延防止規則に基づく豚コレラ予防のための指定(昭和36年茨城県告示第1008号)の一部を次のとおり改める。

昭和39年3月18日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 移入禁止区域中 神奈川県小田原市、津久井郡、横浜市、栃木県那須郡を削除する。

茨城県告示第395号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第170条第4項及び知事及び出納長の職務代理者等を定める規則(昭和36年茨城県規則第66号)第4条の規定により昭和39年3月29日から同年5月15日まで出納長海外出張中その職務を代理する者の表示形式及びその使用する公印は次のとおりである。

昭和39年3月18日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 表示形式

茨城県出納長職務代理者

茨城県事務吏員 鬼 沢 猛

2 公 印

代 理 者 之 印	出 納 長 職 務	茨 城 県
-----------------------	-----------------------	-------------

茨城県告示第396号

昭和38年12月13日付で、北相馬郡藤代町大字岡に事務所をおく、岡堰土地改良区から申請のあつた高須第1工区にかかる換地計画については昭和39年3月18日認可したから、土地改良法第52条第8項の規定によつて公示する。

昭和39年3月18日

茨城県知事 岩 上 二 郎

茨城県告示第397号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知をうけたから森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

昭和39年3月18日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 解除予定保安林の所在場所

茨城県笠間市大字笠間字城山616番の1(国有林)(次の図に示す部分に限る)

2 保安林として指定された目的

風 致 の 保 存

3 解 除 の 理 由

道路及び駐車場敷地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を茨城県庁及び笠間市役所に備え置いて縦覧に供する。)

茨城県告示第398号

茨城県青果物市場条例(昭和37年茨城県条例第69号)第5条に基づき、昭和39年3月17日付下記市場の開設を許可した。

昭和39年3月18日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

- 1 名 称 丸正青果物市場
- 2 所 在 地 猿島郡境町大字若林2462番地
- 3 許可期間 昭和39年3月18日から
昭和42年3月17日まで

茨城県告示第399号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、昭和39年3月18日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供する。

昭和39年3月18日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 2 級 国 道
- 2 路 線 名 水 戸 日 立 線
- 3 道路の区域

区 間	旧 新	敷地の幅員	延 長	摘 要
那珂郡東海村大字村松字白根13 8番地地先から 日立市久慈町1165番地地先まで	旧	メートル 4.0 } 19.5	メートル 8,108.6	
	新	6.4 } 26.0	5,515.4	

茨城県告示第400号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始した。
その関係図面は、昭和39年3月18日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供する。

昭和39年3月18日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 路 線 名 2 級 国 道 水 戸 日 立 線
- 2 供用開始の区間 那珂郡東海村大字村松字白根138番地地先から
日立市久慈町1165番地地先まで
- 3 供用開始の期日 昭和39年3月18日

(公 安 委 員 会)

茨城県公安委員会告示第7号

警察において身体を拘束されている者の食料に関する告示（昭和38年3月15日茨城県公安委員会告示第6号）の全部を次のように改正し、昭和39年4月1日から適用する。

昭和39年3月18日

茨城県公安委員会委員長 宮 崎 慶 一 郎

警察において身体を拘束されている者の食料に関する告示

警察において身体を拘束されている者の食料は1食38円とする。ただし、疾病その他特別の理由のあるときは、茨城県警察本部長は1食60円までこれを増額することができる。

(勝田地区工業団地整備組合)

勝田地区工業団地整備組合告示第2号

勝田地区工業団地整備組合昭和39年第2回定例議会を下記のとおり招集する。

昭和39年3月18日

勝田地区工業団地整備組合長

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

- 1 日 時 昭和39年3月31日午前10時
- 2 場 所 水戸市南三の丸
自治会館5階中ホール

公 告

●土地立ち入り調査

小野川地区、土地改良事業計画樹立のため県の職員及び県の指定する者が下記町村に立ち入り調査を実施するので、土地改良法第118条第3項および同法施行規則第91条第1項の規定により公告する。

昭和39年2月18日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

- 1 実施機関 茨 城 県
- 2 立ち入り目的 土地改良事業計画樹立のため
- 3 立ち入り場所 筑波郡谷田部町一円
稲敷郡碓崎村大字大井、樋沢
〃 牛久町大字東獺穴
- 4 立ち入り期間 昭和39年3月23日から
昭和40年3月31日まで
- 5 調査に従事する者 茨城県職員及び県の指定する者

●自動車等運転者の行政処分の聴聞

道路交通法第104条の規定により自動車等運転者行政処分に関する聴聞を次のとおり行ないます。

昭和39年3月18日

茨城県公安委員会委員長 宮 崎 慶 一 郎

- 1 期 日 昭和39年3月26日
- 2 聴聞場所 茨城県警察本部公安委員会室
- 3 住所氏名

鹿島郡波崎町9326

山 本 良 隆

竜ヶ崎市薄倉町1619	本谷貞雄
北相馬郡取手町大字取手甲1008	稲葉八郎
北相馬郡取手町小文間4632	杉本庄司
猿島郡境町住吉町137	永井信博
稲敷郡阿見町大字島津2077	臼田竹夫
鹿島郡神栖村大字日川1802	郡司正雄
鹿島郡鹿島町大字船津 ²⁵³⁰ ₂₅₃₁	松尾政信
日立市河原子町新地町30~12	佐藤勇
日立市宮田町2356	浅野勲
日立市弁天町2丁目2の13	小野幹郎
日立市河原子町2049	梅原実
日立市宮田大平市営住宅115	国分昭雄
笠間市福原5888	渡部勝一
那珂郡緒川村下小瀬504の1	長山宗夫
那珂郡大宮町大字根本506の2	小野修
久慈郡水府村大字東染2074	増子勇
東茨城郡常澄村塩ヶ崎841	市毛信将
東茨城郡桂村赤沢633	大島誠
東茨城郡茨城町上石崎1876	海老沢和男

●内漁管指示第1号

内水面におけるあゆ、さけの稚魚を保護し、資源の維持培養を図るため漁業法第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

昭和39年3月18日

茨城県内水面漁場管理委員会
会長 高須忠彦

昭和39年において、次の表に定める期日及び区域において毛針の使用を禁止する。

禁止期間	禁止区域
3月20日から 5月31日まで	那珂川、久慈川、鬼怒川 及びおのおのその支流

■ 県政の総覧 ～ 県民の六法 ■

☆ 茨 城 県 報 ☆

茨城県の行政機構・財政・農林・水産・商工・土木・衛生・労働・公安・教育・文化・民生等あらゆる行政にわたる県民の権利・自由もしくは利害に、直接間接関係のある条例・規則・告示・公告等は、いずれも「茨城県報」に登載し公表されます。

県政を理解することは県民の皆さまの事業活動、日常生活のため必要であり、ぜひ知つてもらわねばならないので、県ではこの県報の有償配付をいたしております。

購読御希望の方は、総務部学事文書課あてお申し込み下さい。購読料は、送料とも1カ月100円であります。

毎週月・水・金曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1カ月)
(休日の場合は繰り下ぐ) (金 1 0 0 円)

茨城県水戸市北三ノ丸119番地

茨城県水戸市北三軒町24番地の4

発行人 茨 城 県
発行所

印刷所 茨 城 県 印 刷 所